

市が収集も引き取りもしないごみ×

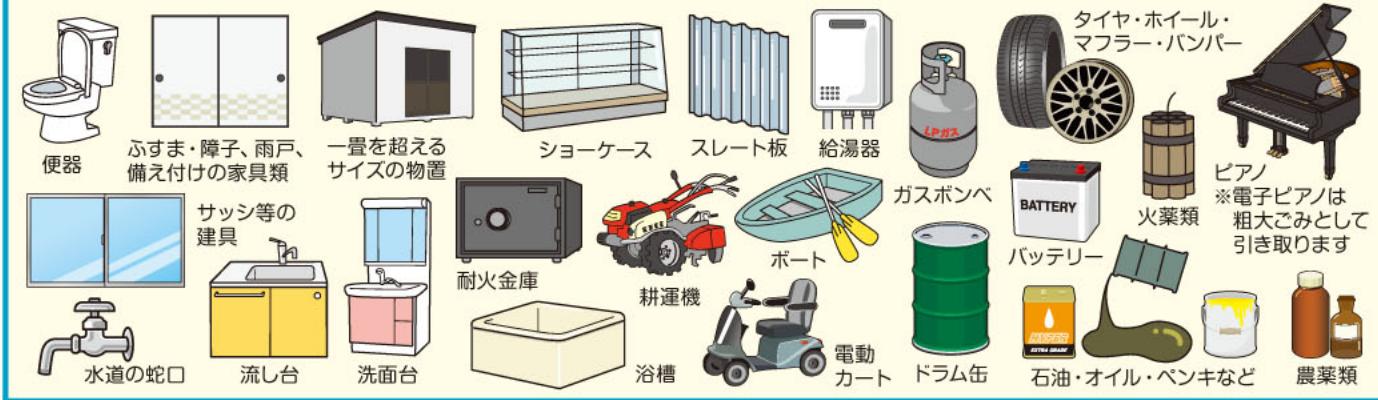
購入したお店や
専門店に相談
してください。



- ◆下記のものは、市で収集及び直接搬入による引き取りはしません。
- ◆このほかにも市で引き取りのできないごみがあります。

詳しくは、生活環境課（☎66-1005）カリサイクルプラザ（☎64-7222）へお問い合わせください。

建物の一部と判断されるものや市の処理施設で処理できないもの。



建築用廃材・ブロック・瓦・ コンクリート、石、土砂、煉瓦の処分

建物や塀を取り壊した際に出るコンクリートがらや瓦、煉瓦などの廃材は市で引き取りができません。

また、庭の土砂や石も市で引き取ることはできません。

**処分の際は、工事の請負業者や
専門業者に相談してください。**

※家庭で園芸用などに単体で利用していたブロックや煉瓦、園芸用の土（プランターや鉢植えで使用していたもの）については、リサイクルプラザに直接搬入すれば引き取りできます。（持ち込み量の制限あり、29、30ページ参照）

消火器の処分

※エアゾール式簡易消火具・・・使用済の場合は、使い切って穴を開けずに不燃ごみの「有害ごみ」へ。
未使用の場合は、各メーカーに処分方法をお問い合わせください。

消火器は市内取扱店にて引き取り、リサイクルを行っています。処分費用など、詳しくは、
各取扱店にお問い合わせください。

※自宅への「訪問回収（有料）」が可能な店舗もあります。

●その他、消火器の処理に関するお問い合わせは、株式会社消防器リサイクル推進センター ☎ 03-5829-6773 <https://www.ferpc.jp>

【引き取り窓口一覧】

店舗名	住所	電話番号	訪問回収
第一物産(株)	浜535	62-0068	○
株式会社舞鶴給油所	北田辺164-5	76-3427	



不用になった家電・家具は正しく処分しましょう

- 家庭で不用になった家電や家具などを廃棄物として処理する際に、一般廃棄物処理業の許可を持たない業者に依頼することはできません。本市での許可業者（3社、詳細P6）に依頼してください。
- 違法な不用品回収業者は、不適正な輸出や、不法な処理を行っている場合があり、環境汚染や大規模な不法投棄につながる恐れがあります。不用品を処分する際は、処理方法をよく確認して、適正に処理しましょう。



注意

- 業者が有償（買取り）又は無料で排出者から引き取ったとしても、それだけでは、廃棄物に該当しないという理由（根拠）にはなりません。
- 家電製品の中で、特に、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、故障や破損しているもの・年式の古いものなど中古品とは言えないような場合、又は、雨ざらしになっているもの・乱雑に取り扱われているものなど中古品としての取り扱いを受けていない場合は、廃棄物に該当します。

不法投棄は犯罪です。5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはその両方に処せられます。